



今後メールでの配信をご希望の方、または配信停止をご希望の方は大変お手数ですが弊社担当者までお知らせください。

## 民法改正(成人年齢の引下げ)に伴う相続税・贈与税の改正

民法の改正により令和4年4月1日から成人年齢が20歳から18歳に引き下げられました。今回は成人年齢引下げに伴う相続税、贈与税及び相続実務である遺産分割協議への影響を解説します。

### 成人になる日はいつからか

まずはいつから成人になるのかを確認したいと思います。右表のとおりその者の生年月日によって成人となる日が異なります。

生年月日	新成人となる日
～平成14年(2002年)4月1日以前	20歳の誕生日
平成14年(2002年)4月2日～平成16年(2004年)4月1日	令和4年4月1日
平成16年(2004年)4月2日以降	18歳の誕生日

### 相続税、贈与税への影響

成人年齢の引き下げに伴い、これまで相続税、贈与税の規定において20歳を基準としていた各種制度についても18歳に引き下げる税制改正が行われました。下表のとおり、相続、贈与の時期によって受贈者や相続人等の年齢に関する要件が異なりますので注意が必要です。

区分		受贈者や相続人等の年齢要件	
		令和4年3月31日以前の贈与・相続等の場合	令和4年4月1日以降の贈与・相続等の場合
相続税	未成年者控除 ※過去に適用を受けている者は2回目以降一定の調整あり	相続開始日において20歳未満	相続開始日において18歳未満
贈与税	・相続時精算課税制度 ・住宅取得等資金の贈与を受けた場合の非課税 ・直系尊属(父母、祖父母)からの贈与に係る贈与税率の特例 ・相続税精算課税適用者の特例	贈与年1月1日において20歳以上	贈与年1月1日において18歳以上
	非上場株式に係る贈与税の納税猶予制度(事業承継税制)	贈与日において20歳以上	贈与日において18歳以上
	結婚・子育て資金の一括贈与を受けた場合の非課税	結婚・子育て資金管理契約締結日において20歳以上50歳未満	結婚・子育て資金管理契約締結日において18歳以上50歳未満

## 相続税、贈与税への影響に関する質疑応答

**Q1** 私は、令和4年3月に父から現金500万円の贈与を受けました。同年10月に私は19歳になりますが、この贈与について相続時精算課税の適用を受けることはできますか。

**A** 令和4年3月31日以前の贈与は、受贈者の年齢が贈与年の1月1日において20歳以上である必要があるため、本件は相続時精算課税を適用できず、暦年課税により贈与税を計算して申告することになります。なお、令和4年4月1日以後に受けた贈与については相続時精算課税の適用を受けることができます。

**Q2** 私は、祖父から令和4年2月に現金800万円を、同年6月に現金700万円の贈与を受けました。同年9月に私は19歳になりますが、適用される贈与税率はどのようにになりますか。

**A** あなたの年齢はその年1月1日において18歳となります。したがって、2月に受けた贈与については一般税率の適用となりますが、6月に受けた贈与については、他の要件を満たせば、特例税率を適用することができます。

**Q3** 私(19歳)は、令和4年中に、祖母から非上場株式の贈与を受け、事業承継税制(租税特別措置法70の7の5)の適用を受けようと考えていますが、適用を受けることはできますか。

**A** 贈与の日が令和4年3月31日以前の場合は、この制度の適用を受けることはできませんが、贈与の日が令和4年4月1日以後の場合で、他の要件を満たすときは適用を受けることができます。

## 遺産分割協議への影響

成人年齢引下げの民法改正は、下記のとおり遺産分割協議にも影響します。

### 1. 令和4年3月31日以前に遺産分割協議をする場合

例えば被相続人が父、相続人が母と未成年の子(20歳未満)の相続の場合、母はその未成年の子の代理人にはなれないため、家庭裁判所に申立てをして特別代理人を選任し、その特別代理人がその未成年の子に代理して遺産分割協議に参加することになります。

但し、特別代理人の選任には時間を要すること、遺産分割の内容によっては家庭裁判所が納得しない可能性があるなど、特別代理人の利用には相続実務上弊害もございました。

### 2. 令和4年4月1日以降に遺産分割協議をする場合

相続人は18歳以上であれば遺産分割協議に参加できるため、例えば令和4年3月31日以前に発生した相続で18歳以上20歳未満の相続人がいる場合でも、令和4年4月1日以降に遺産分割協議をすることで、特別代理人を選任することなく遺産分割協議に参加することができます。

(担当:佐藤)